審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第４条の４第１項
処 分 の 概 要	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）	三重県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第１項（確認の手続）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	１日以内
申　　請　　先	許可証の交付を受けた警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問 い 合 わ せ 先	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(059-222-0110) 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備　　考	